

平成 27 年夏期における熱中症に関する政府の取組（案）

平成 27 年 5 月 27 日

熱中症対策については、近年、夏期の救急搬送者数が 4 万人前後で推移しており、関係省庁による取組のより一層の充実が必要となっている。

このため、熱中症関係省庁連絡会議のメンバーである省庁を中心に、政府における今夏の熱中症対策を以下のようにとりまとめ、関係省庁が分担・連携して推進する。

（参考）

- ・ 以下の内容については、既に実施している取組も含む。
- ・ 〈新規〉：平成 27 年度からの新規事業

1. 気象情報の提供、注意喚起（気象庁、環境省）

（1）気温の観測・予測情報の提供、注意喚起（気象庁）

- ・ 全国各地の気温の観測情報をリアルタイムで提供するとともに、気温の予測情報を提供。特に、気温が高くなることやその状態が数日続くことが予想された場合、気象情報で注意喚起を実施するとともに、予め定めた目安を超える高温が予想された場合には、毎日の天気予報で熱中症による健康被害への注意を呼びかけ。
- ・ 翌日又は当日の最高気温が概ね 35°C^{*1} 以上になることが予想される場合に「高温注意情報」を発表し、熱中症への注意を呼びかけ。
- ・ 向こう 1 週間で最高気温が概ね 35°C^{*1} 以上になることが予想される場合にも、数日前から「高温に関する気象情報」を発表し、熱中症への注意を呼びかけ。
※1 一部の地域では 35°C 以外を用いることもある。
- ・ 5 日～14 日後を対象として、7 日間の平均気温が平年よりかなり高い場合に発表される「高温に関する異常天候早期警戒情報」において、7 日平均気温が概ね 28°C^{*2} を超える確率が 30%以上と予想される場合に熱中症に対する注意を呼びかけ。
※2 一部の地域では 28°C 以外を用いることもある。

（2）暑さ指数（WBGT^{*3}）の情報提供（環境省）

- ・ 全国 841 地点の暑さ指数（WBGT）の予測値等を算出し、「環境省熱中症予防情報サイト」（<http://wbgt.env.go.jp/>）において当日、翌日、翌々日の 3 日間分について、3 時間毎の予測値を毎日公開する。
- ・ 昨年度から、民間のメール配信サービスを活用した暑さ指数（WBGT）の予測値等の個人向けメール配信サービスや、アスファルト舗装の上等の実生活の場や身長の高い児童を想定した暑さ指数（WBGT）参考値の提供などを行っており、今年

度も引き続き当該サービスの提供を行う。

- ・また昨年度と同様に、熱中症患者の発生時期を考慮して夏期より長い運用期間とし、5月13日（水）～10月16日（金）まで提供を行う。
- ・普及啓発資料等を掲載している「環境省熱中症情報サイト」と本サイトを統合し、スマートフォンにも対応する等、サイトデザインの見直しや機能拡張を行った。
- ・暑さ指数（WBGT）のランキング表示機能を追加した。全国、地域別、都府県別に指定した日時の最高値、最低値を表示することができる。

※3 WBGT（湿球黒球温度）：人体の熱収支に影響の大きい湿度、輻射熱、気温の3つを取り入れた指標であり、乾球温度、湿球温度、黒球温度の値を用いて算出したもの。運動や作業の強度に応じた基準値が定められている。

2. 予防・対処法の普及啓発（消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、気象庁、環境省）

（1）「熱中症予防強化月間」の設定（消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁、環境省）

- ・国民一人一人に対して熱中症の予防法や応急処置等について、より一層の周知を図るため、熱中症に罹る人が急増する7月を熱中症予防強化月間と設定。
- ・ポスターの掲示等による、国及び地方公共団体の関係機関等における月間設置の周知や関係省庁等の行事における熱中症予防の呼びかけの実施。

（2）救急業務・医療現場における熱中症対策（消防庁、厚生労働省）

- ・熱中症による救急搬送患者に対し、適切な対応が行われるよう消防機関に対し助言等を実施。
- ・熱中症の症状や応急手当等について紹介した普及啓発用リーフレットを作成し、消防庁ホームページに掲載。
- ・熱中症診療ガイドラインを厚生労働省ホームページに掲載＜新規＞。（厚生労働省）

（3）日常生活における熱中症対策（厚生労働省、環境省）

- ・リーフレット「熱中症予防のために」を各地方自治体に配布し、保健所等における健康相談等での活用や介護事業者等への啓発等を依頼。（厚生労働省）
- ・熱中症についての科学的知見や予防法等をまとめた「熱中症環境保健マニュアル2014」、日常生活における予防・対処法などの要点をまとめたリーフレット及び携帯型カード、高齢者向けに内容を特化したリーフレット及びポストカードを作成配布。これらについては、地方自治体や教育委員会等へ広く配布。また、オリンピック・パラリンピックに向けた普及啓発のあり方について検討。（環境省）
- ・熱中症に係る正しい知識を普及するとともに、民間企業や行政機関が連携し、熱中症予防の声かけの輪を広げる取組として、「熱中症予防声かけプロジェクト」が「熱

中症予防声かけプロジェクト実行委員会」の主催により平成 23 年より開始されており、実行委員会に環境省も参画・支援を実施。（環境省）

（４）学校現場における熱中症対策（文部科学省）

- ・学校現場において、熱中症の予防や児童生徒が熱中症を発症した場合の対応が的確に行われるよう、予防方法や応急措置等についてまとめた「熱中症を予防しよう」パンフレットを作成し、全国の教育委員会、学校、中体連及び高体連等に配布し、繰り返し周知するとともに、独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページに掲示。
- ・学校の教職員、教育委員会の担当者、中体連及び高体連の会長等を対象とした会議等において熱中症の問題を取り上げて指導。
- ・主に教職員や教育委員会関係者が登録している文部科学省におけるメールマガジンにおいて注意喚起。
- ・子供たちのよりよい環境を確保するため、夏の強い日差しを遮ること、風通しをよくすることなどの校舎づくりの工夫事例を紹介。また、公立学校施設については、地方公共団体からの計画を踏まえ、空調設備の設置を支援。

（５）職場における熱中症対策（厚生労働省）

- ・職場における熱中症の予防に関し、事業者の実施すべき事項を取りまとめ、業界団体等に通知するとともに、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等を実施。
- ・職場のWBGT値の把握、作業管理、作業環境管理、労働者の健康管理等の熱中症予防対策をリーフレット「職場の熱中症対策は万全ですか？」にまとめ、事業者や労働者に対し周知。

（６）農業現場における熱中症対策（農林水産省）

- ・関係団体の協力の下、ファッショナブルで機能性の高い農作業ウェアや熱中症計等の熱中症予防に資するグッズの利用推進に向けた取組を実施。
- ・熱中症の予防のための留意点について、各都道府県等へ「農作業中の熱中症に対する指導の徹底について」を6月中旬に発出し、梅雨明け直後の特に注意が必要な時期の作業について、農業者への指導徹底を実施。
- ・「熱中症予防声かけプロジェクト」と連携してポスター及びチラシを作成し、行政機関やJA、民間企業などに配布。チラシの裏には熱中症予防チェックシートを掲載し、ポスター及びチラシはホームページに掲載。

（７）節電啓発における熱中症対策（経済産業省）

- ・今夏、節電要請を行う場合には、需要家が、過度の節電により、熱中症等の健康被害を生じることのないよう広報等の実施に当たって留意。（経済産業省）

(8) 「健康のため水を飲もう」推進運動の支援（厚生労働省）

- ・「健康のため水を飲もう」推進委員会^{※4}作成のポスター・リーフレットの掲示・配布について、文部科学省、都道府県の水道関係部局及び大臣認可水道事業者等へ依頼。また、同委員会の活動について厚生労働省ホームページ上で紹介。

※4 2007年に武藤芳照東京大学政策ビジョン研究センター教授を委員長として発足した委員会で、「こまめに水を飲む習慣の定着」等の活動を行っている。毎年、ポスター・リーフレットを作成しているほか、2012年度には公募によりシンボルマークと標語を決定。

(9) 研修会・講習会の実施（厚生労働省、環境省）

- ・全国会議、研修会等において、全国の保健所長、保健師等を対象に熱中症予防策を周知。（厚生労働省）
- ・各地域における熱中症対策を進めるため、地方自治体の担当職員、民生委員、一般の方々等、幅広い人々を対象として、熱中症に関する基礎知識や効果的な対策等に関する情報を提供するシンポジウムを、6月18日から20日にかけて全国10カ所で実施。（環境省）

3. 発生状況等に係る情報提供（消防庁、文部科学省、厚生労働省）

- ・夏期における熱中症による救急搬送人員数等を取りまとめ、4月27日から10月4日まで1週間毎に速報値を公表するとともに、月毎の情報等を順次ホームページ上で提供。（消防庁）
- ・「学校の管理下における熱中症の発生状況等について、年度毎に学校種別で取りまとめ公表するとともに、学年・性別発生傾向や月別発生傾向についても公表。（文部科学省）
- ・直近10年間の職場における熱中症による死傷災害発生状況を取りまとめ、公表。（厚生労働省）
- ・人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を、集計し公表。（厚生労働省）
- ・日本救急医学会を中心とした全国の救命救急センターや大学病院からなる医療機関ネットワークを通じて熱中症患者発生状況の実態を把握し、7月1日から8月31日まで熱中症による入院患者数等の即時情報を報告翌日にホームページで公表。（厚生労働省）

4. 調査研究の推進（環境省）

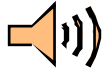
温暖化と熱ストレスに関する調査研究（環境省）

- ・環境省の競争的資金である「環境研究総合推進費」において、温暖化に伴う将来の熱関連死亡リスクについて、都市におけるヒートアイランド現象も加味した評価について調査研究を実施。

熱中症に関する政府の取組の概要

1. 気象情報の提供、注意喚起

気温の観測・予測情報の提供、注意喚起
(気象庁)



暑さ指数の情報提供
(環境省)



2. 予防・対処法の普及啓発

熱中症予防強化月間(7月)の設定
(関係省庁連絡会議)

救急における対策(消防庁)

日常生活における対策(厚生労働省、
環境省、気象庁)

学校現場における対策(文部科学省)

職場における対策(厚生労働省)

農業現場における対策(農林水産省)

節電啓発・広報活動における対策
(経済産業省、環境省)

研修会・講習会の実施(厚生労働省、
環境省)



3. 発生状況等に係る情報提供

熱中症による救急搬送人員数等(消防庁)

学校管理下における熱中症の発生状況等(文部科学省)

職場における熱中症による死傷災害発生状況(厚生労働省)

熱中症による死亡者数(厚生労働省・人口動態統計より)



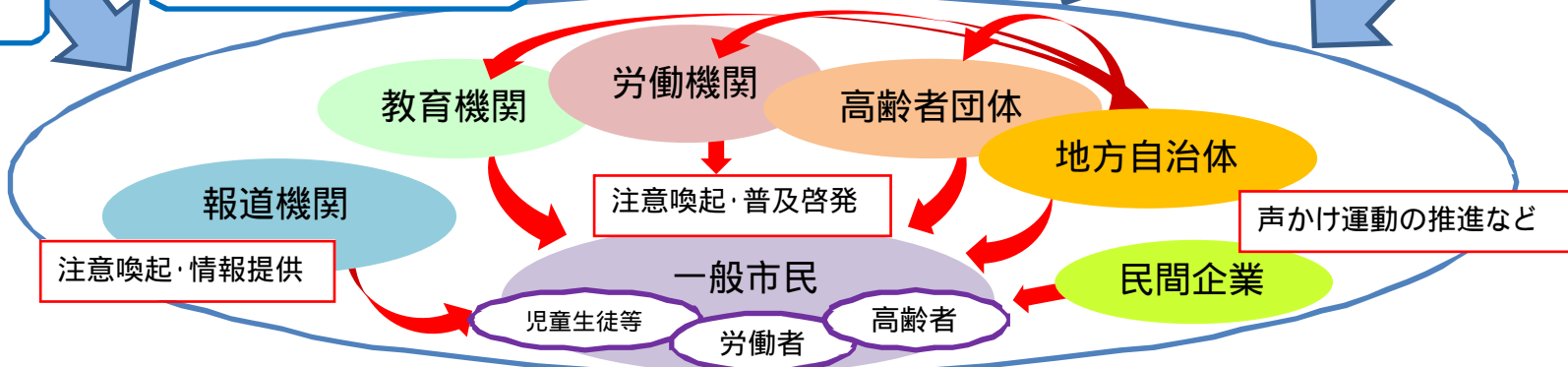
4. 調査研究の推進(環境省)



報道機関等への
情報配信など

マニュアル、ポスター、パン
フレット、カード等の配布

ホームページ上での公開



注意喚起の徹底、予防・対処法の普及啓発の推進